

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月9日
【会社名】	株式会社商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 武藤 光一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587局7034番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 丸山 卓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587局7034番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 丸山 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社商船三井 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社商船三井 関西支店 (大阪市北区中之島三丁目3番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

平成26年4月8日開催の当社取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下2.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）及び2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下2.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成26年4月8日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で表示しております。

株式会社商船三井2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、当社の取締役常務執行役員 田邊昌宏又は執行役員財務部長 丸山卓が、当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日（いずれも日本時間）に、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、かかる取締役会開催日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（下記(xi)(2)に定義する。）を2014年4月8日午後3時（日本時間）時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

（後略）

（訂正後）

（前略）

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、5.34米ドルとする。

（後略）

株式会社商船三井2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に関する事項

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、当社の取締役常務執行役員 田邊昌宏又は執行役員財務部長 丸山卓が、当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日（いずれも日本時間）に、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、かかる取締役会開催日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（下記(xi)(2)に定義する。）を2014年4月8日午後3時（日本時間）時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

（後略）

（訂正後）

（前略）

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、4.80米ドルとする。

（後略）

以 上